

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））  
発達障害の原因、疫学に関する情報のデータベース構築のための研究

分担研究報告書

「当事者団体、当事者同士の活動支援」に関する調査研究

研究分担者 内山 登紀夫（大正大学 心理社会学部 教授）  
研究協力者 日詰 正文（独立行政法人のぞみの園研究部長）

研究要旨：厚生労働省のホームページから検索できる調査研究等の範囲で、「当事者団体、当事者同士の活動支援」に関する文献調査を行った。（ここでは、「当事者」には、発達障害者とその家族を含める範囲とした）

厚生労働科学研究（H13～H29）では、当事者団体、当事者同士の活動支援についての研究は行われていないが、当事者個人や当事者団体が研修テキスト等の作成に協力することが増えていた。

障害者総合福祉推進事業（H18～H30）では、当事者団体、当事者同士の活動支援についての調査が行われ、その結果は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（具体的な事業名は「発達障害児者及び家族等支援事業」）などの施策に結び付いていた。

A. 概要と目的

当事者団体、当事者同士の活動支援に関する調査を行った。当事者主体が叫ばれて久しい。この課題が、現在どのように調査研究として取り上げられているか現状把握を行った。

B. 方法

・厚生労働省のホームページから検索できる調査研究等の範囲での文献調査

C. 研究結果

○関連する主な発達障害者支援法の条文  
第13条（発達障害者の家族等への支援）  
都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることが

できるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

第19条の2（発達障害者支援地域協議会）

都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図

ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

#### 第20条（民間団体への支援）

国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するために行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

○厚生労働省のホームページから検索できる調査研究等の範囲での文献調査

##### （1）厚生労働科学研究（H13～H29）

<テーマ>

「発達障害&当事者」のキーワードで検索すると31件が採択されていた（同じ課題について複数年度にわたって取り組んだものは1件として数えた）が、当事者事者団体、当事者同士の活動についての研究は行われていなかった。

<協力状況>

・31件のうち22件では、発達障害児者や当事者や家族等が、アンケートへの回答、検査等の被験者になる等の形で協力をしていた。

・31件のうち4件では、発達障害児者や当事者や家族等が、成果物を作成する際の企画や執筆等に参加していた。4件のうちの1件は平成13年で、残りの3件は平成27年以後であった。

・上記のほかには、当事者個人や当事者団体との協力は行われていなかった。

##### （2）障害者総合福祉推進事業（H18～H30）

<テーマ>

「発達障害&当事者、ピアサポート」のキ

ーワードに該当する調査は3件であった。

・3件のうち2件は家族に関するものであった：行政や支援機関等が取り組むペアレント・プログラムやペアレントトレーニング（平成21年度）、ペアレントメンターの活動（平成30年度）。

・3件のうち1件は発達障害者に関するものであった：発達障害者自らが運営する当事者会の活動（平成28年度）。

・3件とも、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（具体的な事業名は「発達障害児者及び家族等支援事業」）のメニュー設定や内容の充実につながっていた。

<協力状況>

・3件とも、当事者団体が実施主体となって調査を行っていた。

#### D. 考察

従来から発達障害者個人への支援をどのように行うかといった支援者主体の調査研究は行われているが、当事者団体や当事者同士の活動など、当事者主体を視点に置いたデータの収集・分析は現時点では少ない。ただし、近年、このテーマと国の施策と結びついた調査研究は行われるようになっており、今後のデータ収集分析につながる環境は次第に整えられていると考えられる。

#### E. まとめ

当事者団体、当事者同士の活動支援に関して関連法規には記載がある。実際に当事者が研究や事業に参加することは以前よりは増加している。今後も定期的にこのテーマに関する調査研究の質・量のモニターを行う必要がある。